



これで  
スツキリ! **マイナンバーの全疑問**

担当者必見! 対応マニュアル/便乗ビジネスにだまされるな

明治28年11月14日第3種郵便物認可  
第6618号 2015年10月3日発行  
毎週土曜日発行(9月28日発売)  
ISSN0918-5755

Weekly  
Toyo Keizai

週刊

**東洋経済**

2015  
**10/3**  
定価690円

いよいよ来るぞ

**マイナンバー**

—5678 9012 3456—

—3456 7890 1234—

—4567 8901 2345—

—0123 4567 8901—

—1234 5678 9012—

—2345 6789 0123—

**iPhone6s 発売**

アップルの伝説はいつまで続くか

**120<sup>th</sup>**  
東洋経済



応については「社内検討中」との回答にとどまっている。

しかし、基地局は今後も増加することが決まっている。14年12月、大手3社は総務省による3・5ギヘル帯の周波数の割り当てを受けた。計画では、18年度末までにドコモとKDDIが約1・7万局、ソフトバンクが2・3万局の開設を予定する。

「高密度にアンテナを配置しても混雑場所はある。3・5ギヘル帯も効率的に活用したい」（ドコモの大松澤清博常務）。初年度の対処はもちろんだが、携帯会社にはさらなる基地局数の増加に合わせたマイナンバーの収集対策が求められる。

電柱に次いで街中でよく見掛ける自動販売機の場合はどうだろうか。飲料メーカーが第三者の土地・建物に設置する例は多いだろう。が、意外にも「マイナンバーを収集する必要がある」とは聞いていない」と大手飲料メーカーは口をそろえる。

自販機ビジネスは一般的に飲料1本当たりで設定された販売手数料を、売上本数に基づき土地・建物の所有者に支払う仕組みになっている。だから、マイナンバーの記載が必要となる支払調書の発行が義務づけられていないというのだ。

実際、飲料メーカーは支払調書を発行しておらず、代わりに販売本数などを記した支払明細書を地主らに

発行している。

自販機事業に関するマイナンバーへの対応についても、飲料メーカーは「現時点では未定」（サントリー食品インターナショナル）、「特別な対応をしていない」（アサヒ飲料）という。設置することで利益を生む自販機は、電柱などとは事情が異なるようだ。

## 不動産

17年1月以降に法人が税務署へ提出する支払調書には、不動産の売買、斡旋、使用料の三つに関してマイナンバーの記載が義務づけられる。不動産業界も、マイナンバーの導入に戦々恐々としている業界の一つだ。

9月中旬、東京・中野で開かれたマイナンバー研修会は大盛況だった。開催したのは東京都宅建物取引業協会。「まだ気づいていない穴がないか確認したい」（投資用マンション大手の日本財託）と、参加者は真剣だ。

具体的に懸念されるのはどのようなケースか。

売買と斡旋では、取引成立の際に個人のマイナンバーを収集する必要がある。だが、この場合は売り主、買い主が顔を合わせ、各種書類を取りそろえることが多いので、

そこにマイナンバーの授受が加わっても、負担増は比較的ましなほうだろう。

複雑になりそうなのは使用料、つまり継続的に支払われている賃料の支払調書だ。マイナンバー記載で負担が大きいのは、借り主が法人で、貸主が個人のとき（貸主が法人の場合は公表番号で対応可能）。社宅管理代行会社などがそういった業態の典型だ。不動産賃貸契約を取り交わして賃料を支払っていても、貸主と借り主に面識がないケースも多い中で、マイナンバーの確認作業は難航が予想される。

さらに、マンションなど貸家の個人オーナーの中には、その家賃収入を税務署に申告せず税金逃れの状態となっている人も多い。「税務署の狙いはその捕捉だろう」（不動産関係者）との見方もあるが、姿勢自体は当然のことである。

現実問題として、個人貸主のマイナンバー確認には困難が予想され、その確認義務が借り主の法人にのしかかることには注意が必要だ。しかも、違反に対しては罰則もある。

基本的に、使用料に関するマイナンバーの授受は、貸主と借り主の問題である。だが現実には、借り主の法人からマイナンバー収集での協力を求められることもありそうだ。

## 銀行

金融機関は、一般事業会社より苦労が多い。マイナンバーへ対応するためのガイドラインが、一般企業向けに加えて、金融機関向けの「別冊」も公表され、追加対応を求められているからだ。最大の違いは、膨大な顧客のマイナンバーについても取得・管理をしなければならぬ点だ。

ただし、16年1月のマイナンバー制度スタート時点で必要となるのは、主に投資信託や公共債などの取引をする顧客だ。分配金や利息の支払調書を、銀行が税務署に提出しなければならぬからだ。

これは新規の口座開設や取引はもちろん、既存の口座や取引も対象となる。既存客の中には、銀行の窓口にはまったく来ない客もいる。この

## 個人オーナーから収集

